

議員提出議案第4号

さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年3月13日提出

提出者	さいたま市議会議員	加川義光
賛成者	さいたま市議会議員	山崎章
	同	神田義行
	同	戸島義子
	同	守谷千津子
	同	久保美樹

さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成13年さいたま市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(議員報酬) 第2条 議長等の議員報酬の額は、次に掲げるとおりとする。 (1) 議長 月額 <u>728,000円</u> (2) 副議長 月額 <u>664,000円</u> (3) 議員 月額 <u>621,000円</u>	(議員報酬) 第2条 議長等の議員報酬の額は、次に掲げるとおりとする。 (1) 議長 月額 <u>977,000円</u> (2) 副議長 月額 <u>873,000円</u> (3) 議員 月額 <u>807,000円</u>

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。